

平成 29 年国民生活基礎調査の実施に関する Q & A (よくある質問)

国民生活基礎調査とは

- Q 1 国民生活基礎調査は、どのような調査なのですか。
- Q 2 調査を行う必要があるのですか。
- Q 3 どうしても答えなければいけないのですか。

調査の方法

- Q 4 国民生活基礎調査は、どのように行われるのですか。
- Q 5 調査票はどのように提出するのですか。
- Q 6 忙しいので、郵送で回答したいのですが。

調査内容の保護

- Q 7 他の人に回答の内容を知られることはありませんか。
- Q 8 国民生活基礎調査には、個人情報保護法が適用されないのですか。
- Q 9 提出した調査票が課税などの資料に使われたりすることはありますか。

調査結果

- Q 10 平成 29 年の調査結果はいつ公表されるのですか。
- Q 11 この調査の結果はどのようなことに使われていますか。
- Q 12 調査結果はどこでみることができますか。

調査員

- Q 13 調査員はどのような人ですか。
- Q 14 顔見知りの方が調査員になっているので、答えたくないのですが。
- Q 15 「国民生活基礎調査連絡票」に書いてある訪問日時は不在なのですが、どうすればいいですか。

調査の対象

- Q 16 調査対象はどのように選ばれるのですか。
- Q 17 となりの家は調査していないのに、私の家がどうして対象になっているのですか。
- Q 18 私の家が答えなくても、他の家が答えればいいですよね。

世帯・世帯員の決め方

- Q 19 二世帯住宅の場合は、同じ世帯になるのですか。
- Q 20 単身赴任で世帯を離れている夫を含めて記入するのですか。
- Q 21 自宅を離れて生活している大学生の息子に生活費を仕送りしているので、私の世帯を含めて記入するのですか。
- Q 22 親戚の子どもを預かっていますが、その子も私の世帯を含めて記入するのですか。

調査票の記入

- Q23 調査票への記入のしかたが分からないので、どのようにすればよいのですか。
- Q24 病気や怪我などで調査票に記入できないときは、どのようにすればよいのですか。
- Q25 住民基本台帳の情報や税情報があるので、調査をしなくてもすむものではありませんか。
- Q26 国勢調査があるのにこうした調査を行う必要がありますか。
- Q27 国民生活基礎調査と国勢調査の回答者の違いは何ですか。

調査項目

Q28 なぜ、この調査項目を調べているのですか。

【世帯票】

○世帯用（A4）

- 質問1 世帯員数
質問2 5月中の家計支出総額

○世帯員用（A3）

- 質問1 最多所得者
質問2 世帯主との続柄
質問3 性
質問4 出生年月

質問5 配偶者（夫又は妻）の有無
質問6 医療保険の加入状況
質問7 傷病の状況
質問8 公的年金・恩給の受給状況
質問9 教育
質問10 公的年金の加入状況
質問11 5月中の仕事の状況
質問12 勤めか自営かの別

【所得票】

- 質問2 所得の種類別金額
質問3～6 課税等の状況（税金、社会保険料）
質問7 企業年金・個人年金等
質問8 生活意識の状況

国民生活基礎調査とは

Q1 国民生活基礎調査は、どのような調査なのでしょうか。

A1 国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査です。

国勢調査などと同様に、[統計法（平成19年法律第53号）](#)に基づく、基幹統計として指定されている、わが国の最も重要な調査の一つであり、厚生労働省が昭和61年から毎年実施しています。平成29年調査は、全国で無作為に抽出された約5万5千世帯に住む全ての世帯員約14万4千人を対象に行い、これによって、世帯の詳しい実態を把握することができます。

Q2 調査を行う必要があるのでしょうか。

A2 国や地方公共団体における各種行政施策は、現状を正確に把握し、将来の展望に立って行われる必要があります。そのためには、実態を表す客観的なデータである統計結果は不可欠なものです。

国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにします。

また、国民生活基礎調査は、厚生労働省の各種調査の調査客体を抽出するための親標本（母集団（調査対象全体）の抽出枠）を設定するという役割があります。例えば、将来の世帯数の推計に用いられる「世帯動態調査」や、国民の栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにする「国民健康・栄養調査」などに使われています。

このように、わたしたちの生活の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を提供する役割を担っています。

Q3 どうしても答えなければいけないのでしょうか。

A3 正確な調査結果を得るためには、正しい回答が必要となります。もし、回答が得られなかったり、不正確・不完全な回答であった場合、調査の目的である統計が作成できなかったり、精度の低い統計となってしまう、このような統計を利用して、私たちに関わる行政施策や将来計画を作ってしまうのは、私たちの生活や暮らしが誤った方向に向かってしまうおそれがあります。

この調査の基となっている統計法では、報告の義務に関する規定があります。

統計調査は、その趣旨を皆さまにご理解いただくことによって成り立つものであり、皆さまのご回答なしには正確な統計はできません。以上の調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

※ 報告義務の規定については[統計法](#)をご覧ください。

調査の方法

Q4 国民生活基礎調査は、どのように行われるのでしょうか。

A4 国民生活基礎調査は、厚生労働省が基本的な計画を立案し、都道府県、保健所または福祉事務所を通じて実施されます。各調査世帯には調査員が訪問し、調査票を配布・回収します。

世帯票：厚生労働省—都道府県—保健所—調査員—世帯

所得票：厚生労働省—都道府県—福祉事務所—調査員—世帯

Q5 調査票はどのように提出するのですか。

A5 国民生活基礎調査は調査員によって調査票を配布、回収しています。調査日の前に調査員が、調査対象として選ばれた世帯にお伺いし、調査票を配布し、記入をお願いすることになります。

その後、記入していただいた調査票は、調査員が回収のため改めて調査世帯を訪問しますので、その際に提出をお願いします。

Q6 忙しいので、郵送で回答したいのですが。

A6 国民生活基礎調査は全国の世帯から一部を無作為抽出して全国の状態を推計しているため、1世帯の回答が数百世帯以上の結果となって反映されます。このため、不正確・不完全な回答をできるだけ防ぐために、調査員が回収の際に記載内容の確認をしています。

郵送で回答いただきますと、万一内容が不正確・不完全な場合内容の確認をおこなうことが難しくなってしまう、せっかく回答いただいた調査票が無駄になってしまう恐れがあります。皆様の貴重な回答を有効に活用するため、国民生活基礎調査では郵送での回収は行っておりません。

調査内容の保護

Q7 他の人に回答の内容を知られることはありませんか。

A7 調査員を始めとする調査関係者は、統計法により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用してはならないこと）が課せられており、これに反した場合には、罰則（懲役又は罰金）が定められております。

また、ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かすなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

Q8 国民生活基礎調査には、個人情報保護法が適用されないのですか。

A8 国民生活基礎調査は、統計法等の法令に基づいて行われるもので、調査対象として選定されたすべての人に報告の義務があります。この報告の義務は、「個人情報の保護に関する法律」により免除されるものではありません。

統計法では、調査に従事する人（国・地方公共団体の職員、指導員、調査員）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない「守秘義務」が課されています。

さらに、統計をつくる目的以外に調査票を使用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。集計においては個人が特定できないように行われます。

また、調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に管理・保管され、集計が完了した後は読解できないよう溶解処分されます。

国民生活基礎調査で集められた調査票（個人情報）には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（いわゆる「行政機関個人情報保護法」）は適用されないことになっていますが、このように統計法等に基づく適切な取扱・管理によって調査票（個人情報）は守られています。

Q9 提出した調査票が課税などの資料に使われたりすることはありますか。

A9 そのようなことは決してありません。調査票に書かれた事柄は厳しく秘密が守られます。統計を作るためだけに用いられ、課税のために使用したり、その他の目的に用いることは「統計法」という法律で固く禁じられています。

調査結果

Q10 平成29年の調査結果はいつ公表されるのですか。

A10 平成30年夏以降に[厚生労働省ホームページ](#)及び[政府統計の総合窓口 \(e-Stat\)](#)で公表予定です。インターネット等による公表後、報告書などの印刷物も刊行します。

Q11 この調査の結果はどのようなことに使われていますか。

A11 ご回答いただいた調査票は、データ化された後、世帯や世帯員の特性別に分類し、統計数値としてまとめられます。その統計数値の結果は、高齢者対策、少子化対策、健康づくり、就業対策、福祉対策、医療保険・年金制度運営、各種手当制度など、厚生労働行政全般に欠くことのできない重要な資料として有効に活用されます。

詳しくは下記リンク先をご覧ください。

[国民生活基礎調査の利用状況](#)

Q12 調査結果はどこでみることができますか。

A12 国民生活基礎調査の結果は、集計が完了次第、[厚生労働省ホームページ](#)及び[政府統計の総合窓口 \(e-Stat\)](#)で順次公表することとしていますので、インターネットを通じてご利用していただくことができます。

また、インターネット等による公表後、報告書などの印刷物も刊行します。報告書は、国立国会図書館、厚生労働省図書館、都道府県立図書館等においてご利用いただけます。刊行物センター等で購入することも可能です。

調査員

Q13 調査員はどのような人ですか。

A13 調査員は、この調査の期間中、都道府県知事（市長・区長）に任命されている地方公務員として調査に携わっています。活動中は、写真付きの都道府県知事（市長・区長）が発行した「調査員証」を常に身に付け、見える位置に付けています。

調査員は、重要な役割を担うことから、次の要件を考慮して選考されています。

- ① 責任をもって調査の事務を遂行できる者であって、原則として20歳以上の者であること。
- ② 秘密の保護に関し、信頼のおける者であること。
- ③ 税務・警察に直接関係のない者であること。
- ④ 選挙に直接関係のない者であること。

Q14 顔見知りの方が調査員になっているので、答えたくないのですが。

A14 担当する地域の地理に明るい調査員が担当することにより調査漏れや重複を防ぐことができます。

そのため顔見知りの方が調査員である場合がありますが、調査員を始めとする調査関係者に対しては、守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用してはならないこと）が課せられています。これに反した場合には、罰則が設けられており調査に記入していただいた内容を他に漏らすようなことは決していたしませんので安心してご回答ください。

Q15 「国民生活基礎調査連絡票」に書いてある訪問日時は不在なのですが、どうすればいいですか。

A15 「国民生活基礎調査連絡票」に書いてある連絡先に、ご都合のよい日時をお知らせいただければ、調査員がその時間にお伺いします。

調査の対象

Q16 調査対象はどのように選ばれるのですか。

A16 全国の世帯の中から統計的な方法によって、無作為に抽出します。

具体的には、全国を約50世帯ごとに区切った区域（国勢調査で設定されている区域）の中から、1,106地域を調査地域として選定し、その選定された調査地域内に居住している全ての世帯、約5万5千世帯が6月の『世帯票』の調査対象となります。

次に、その選定された1,106地域を地理的に約25世帯ごとに分割した単位の中から500単位を調査単位区として選定し、その選定された単位区内に居住している全ての世帯、約1万3千世帯が7月の『所得票』の調査対象となります。

Q17 となりの家は調査していないのに、私の家がどうして対象になっているのですか。

A17 全国を約50世帯ごとに区切った区域（国勢調査で設定されている区域）の中から、調査対象地域を選定しているため、その区域の分割の状況により、すぐおとなりの家や同じマンション内でも地域が分かれる場合があります。そのため、となりの家は対象となっていないことがあります。対象となった地域に住む全ての世帯は調査対象となります。

Q18 私の家が答えなくても、他の家が答えればいいですよね。

A18 国民生活基礎調査は抽出調査という手法を用いて調査を行っています。これは、「国勢調査」のように全ての世帯の方をお願いするのではなく、国で無作為に抽出を行った地区の皆様をお願いをしています。こうすることで、実際に調査にかかる費用を節約し、また皆様方の負担を減らすことが可能となっています。

そのため、調査にご協力いただく方お一人お一人の回答が同じような状況の世帯を代表する回答となります。その重要性をご理解いただき、ご回答いただきますようお願いいたします。

世帯・世帯員の決め方

Q19 二世帯住宅の場合は、同じ世帯になるのですか。

A19 国民生活基礎調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としています。そのため、二世帯住宅で住居が一緒でも生計が別の場合には別世帯となり、生計を共にしている場合には一つの世帯となります。

Q20 単身赴任で世帯を離れている夫を含めて記入するのですか。

A20 国民生活基礎調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としています。そのため、単身赴任で世帯を離れて生活している場合には別の世帯となりますので、単身赴任中の方を含めて記入する必要はありません。

単身赴任先の地域も国民生活基礎調査の対象となっている場合には、その地域の世帯として記入します。

Q21 自宅を離れて生活している大学生の息子に生活費を仕送りしているので、私の世帯に含めて記入するのですか。

A21 国民生活基礎調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としています。そのため、自宅を離れて生活している場合には別の世帯となりますので、記入する必要はありません。

Q22 親戚の子どもを預かっていますが、その子も私の世帯に含めて記入するのですか。

A22 国民生活基礎調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としています。そのため、調査実施日にたまたま遊びに来ているような場合でなく、住居と生計を共にしている場合には一つの世帯となりますので、同じ調査票に記入をしてください。

調査票の記入

Q23 調査票への記入のしかたが分からないので、どのようにすればよいのですか。

A23 国民生活基礎調査の世帯票では、調査員が調査票と一緒に『記入のしかた』をお配りしています。所得票では、調査項目の右側のページに、参考として記入のしかたを記載しています。それらを見ていただくか、調査員が調査票を受け取りに伺った際に質問してください。

Q24 病気や怪我などで調査票に記入できないときは、どのようにすればよいのですか。

A24 ご自身で記入できない場合は、ご家族や介護をしていらっしゃる方などに代わりに記入していただくか、調査員が調査票を受け取りに伺った際に、調査内容を聞き取り、代わりに記入しますのでご回答をお願いします。

Q25 住民基本台帳の情報や税情報があるので、調査をしなくてもすむものではありませんか。

A25 住民基本台帳には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び世帯主の氏名と続柄しかなく、税情報は課税対象となる所得のある方の情報しかありません。

厚生労働行政では医療保険・公的年金の加入状況、職業別の就業者数や、仕送り、社会保険料の内訳などを元に、個人単位だけではなく、世帯単位の状態を分析することが求められています。住民基本台帳や税情報から得ることはできません。

厚生労働省の仕事は国民の皆さまの生活に密着したものであることから、国民生活の現状を正確に把握する必要があるため、住民登録等とは関係なく、国民生活基礎調査を行う必要があります。

Q26 国勢調査があるのにこうした調査を行う必要ありますか。

A26 国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を総合的に把握し、調査結果は、福祉対策、医療保険・年金制度運営、高齢者対策、母子・児童対策などの各種厚生労働行政施策に利用されていますが、これらのデータについては国勢調査では把握することができないため、本調査を行う必要があります。

また、厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査など各種世帯調査の調査地区等を抽出するためのフレームを設定する唯一の調査です。これにより、実際に調査にかかる費用を節約するなど、効率的な調査実施の観点からも、本調査を行う必要があります。

Q27 国民生活基礎調査と国勢調査の回答者の違いは何ですか。

A27 国民生活基礎調査は抽出調査という手法を用いて調査を行っています。これは、「国勢調査」のように全ての世帯の方をお願いするのではなく、国で無作為に抽出を行った地区の皆様をお願いをしています。こうすることで、実際に調査にかかる費用を節約し、また皆様方の負担を減らすことが可能となっています。そのため、調査にご協力いただく方お一人お一人の回答が同じような状況の世帯を代表する回答となります。その重要性をご理解いただき、ご回答いただきますようお願いいたします。

調査項目

Q28 なぜ、この調査項目を調べているのですか。

【世帯票】

○世帯用（A4）

質問1 世帯員数

国民生活基礎調査では、調査の単位である世帯を構成する人数が正確に把握することが基本となります。このため、世帯の構成員全員が漏れなく確実に把握されているかどうかを確認するためのものです。

質問2 5月中の家計支出総額

家庭の消費支出について、「母子世帯」、「高齢者世帯」などと他の世帯との比較分析を行い、所得保障施策等の検討の基礎資料を得るものです。

○世帯員用（A3）

質問1 最多所得者

質問 11「5月中の仕事の状況」と質問 12「勤めか自営かの別」の項目とあわせて、その世帯が主にどの就業形態から所得を得ているか把握するための基本項目となります。

質問2 世帯主との続柄

世帯主との続柄は、生活の基本的な単位である世帯の構成員どうしの関係を示すもので、世帯に関する統計を作るための基礎となる世帯の型を区分する上で不可欠なものです。性・年齢・配偶者の有無などと組み合わせて作られる、例えば、夫婦のみの世帯、高齢者の世帯、母子世帯など世帯の型別の統計は、人口の高齢化や核家族化に伴う各種の施策や計画を立てるためになくしてはならないものです。

また、世帯や家族の構成の変化を分析する上でも貴重な資料を提供します。

質問3 性

人口についての最も基本的な属性の一つであり、人口についての統計では不可欠の項目です。年齢別の人口や就業状態など多くの面で性別にみた構造に違いがあるため、各種の施策を進め、将来的な計画を立てるためには、性別にみた資料が必要となっています。

質問4 出生年月

性別とともに、人口についての最も基本的な属性の一つであり、この項目から得られる年齢に関する統計は、少子高齢化が進む我が国の人口構造の分析のためには欠くことのできないものです。

質問5 配偶者（夫又は妻）の有無

人口の年齢区分ごとの配偶関係を明らかにするもので、性・年齢・世帯主との続柄などと組み合わせて得られる統計は、出生力の分析のために不可欠な資料となります。

また、この項目を用いて得られる高齢者のいる世帯、母子世帯、父子世帯などの世帯の構造に関する統計は、福祉対策などの資料として利用されます。

就業の状態と組み合わせた統計は、既婚女性の就労など、女性の仕事に関する各種施策を進める上で欠くことのできない資料となります。

質問6 医療保険の加入状況

医療保険制度への加入状況を性・年齢・職業などと組み合わせて観察するほか、国民健康保険加入世帯、被用者保険加入世帯といった世帯単位での統計は、7月に行われる所得票調査等の結果との関連分析により医療費負担能力の把握に用いられるなど、適切な医療保険制度運営のための資料となります。

質問7 傷病の状況

医療機関に入院・通院している者、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師にかかっている者の状況を把握し、国民の傷病量、健康状態の経年変化を明らかにするためのものです。

質問8 公的年金・恩給の受給状況

高齢者世帯などへの所得保障施策としての年金・恩給の受給状況を、性・年齢・配偶者の有無などと組み合わせて統計を作るほか、世帯単位にも観察し、その行政効果、浸透状況を明らかにするものです。

質問9 教育

社会経済情勢の変化に対応して多様化する国民生活の実態を、世帯の基本的属性の一つである教育面から明らかにし、就業状況・所得・健康状態などと組み合わせた分析が可能となります。

また、特別支援学校・特別支援学級については、障害者雇用促進・能力開発といった障害者の教育状況と就業状況、就業希望や所得と組み合わせることで、施策推進の検討のための基礎資料とするものです。

質問 10 公的年金の加入状況

厚生労働省は、長期にわたる老後生活の柱としての役割を果たすものは公的年金制度であると考え、その安定的運営に努めていますが、この項目は、世帯員の加入状況を把握し、年金の財政検討などのための基礎資料を得るものです。

質問 11 5月中の仕事の状況

世帯員の就業状況を把握し、仕事をしている人については、就業の形態を把握することにより、経済活動の実態を全国、地域別に明らかにするものです。性・年齢などと組み合わせ得られる資料は、各種の施策のための基礎資料となります。

質問 12 勤めか自営かの別

仕事をしている人といっても、自分で事業を営んでいる人、雇われている人、自家営業の手伝いをしている人など、その形態は人によって様々であるため、雇用に関する施策や経済構造の分析には、性・年齢・職業などと組み合わせてみた資料が必要となります。

「勤めか自営かの別」の項目は、このような就業の形態を明らかにするとともに、その世帯の最多所得者の事項とあわせて世帯の基本属性の一つである世帯業態（雇用者世帯、自営業者世帯等）の区分を行うためにも用いられます。

また、近年非正規雇用の増加とそれに派生する格差の問題は大きな注目を集めており、実態の把握や今後の施策における活用が期待出来ます。

[目次に戻る](#) 

【所得票】

質問2 所得の種類別金額

所得の種類別に調査を行っているのは、大別して二つの理由があります。

一つは、総所得額の把握では十分な分析が困難なことです。例えば、その所得が農耕所得であるか、雇用者所得であるか、あるいは年金・恩給であるかによって、生活状態や外的要因による経済的影響はかなり異なります。

また、高齢者世帯の総所得における公的年金の割合がどの程度であるかという、厚生労働省として大きな関心を払うべき実態も、本調査のような調査方法でない限り把握が不可能です。

もう一つは、調査技法上の点から、所得を種類別に計上していただくことによって正確な金額が把握でき、また、他府省等の所得関係調査（家計調査、全国消費実態調査など）との比較検証が可能となります。

質問3～6 課税等の状況（税金、社会保険料）

国民の皆さまの生活実態・水準を観察するとき、税込み所得のままでは必ずしも適切とはいえない側面があります。こうしたことから、非消費支出としての所得税、住民税、固定資産税、社会保険料の額を把握することにより可処分所得の実態をとらえ、他の調査事項とのクロス観察を行うものです。

質問7 企業年金・個人年金等

老後の所得保障の検討に当たっては、国民の自助努力も重要な要素であることから、老後の所得保障の一翼を担う、企業年金・個人年金等の掛金の支払状況を把握するものです。

質問8 生活意識の状況

世帯の所得状況がどうであるかという把握に加えて、それぞれの世帯の生活実感という意識面の動向を把握し、その経済状況により一層の客観性をもたせるための補完情報として利活用するものです。

[目次に戻る](#) 